



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

新年あけましておめでとうございます

皆さまにおかれましては、平成三十一年元旦を新たな思いでお迎えのことと存じます。

今年は、平成天皇が退位され新天皇が即位されます。平成30年間の激動の時代を振り返り、来るべき新しい時代が、輝かしい希望に満ちた平和な日々になるように念じています。

さて、安倍内閣の施政基本方針が、今年の10月に発表されました。

来るべき年は、歴史的な皇位の継承、我が国が初めて議長国を務めるG20サミット。さらに翌年は、東京オリンピック、パラリンピック、我が国がまさに歴史の大きな転換点を迎える中で、今こそ、日本の明日を切り拓く時である。として以下の政策を推進するとしています。

1. 復興・国土強靱の推進
2. 頑張った人が報われる経済成長
3. 全ての世代が安心できる社会保障改革
4. 美しく伝統ある故郷(ふるさと)を守り、次世代へ引き渡す
5. 新しい時代のアジア太平洋の平和と繁栄の礎を築く

これらの諸政策が貫徹され、新しい年が幸多からんことを願いたします。

ところで、昨年末、与党による平成31年度税制改正大綱が決定されました。全国青色申告会総連合が長年にわたり最重点要望事項としてとくに運動し、本年自民党の経済産業部会等でも重点項目として取り上げられた「**個人企業における事業承継税制**」の具体的内容の発表がありました。これにより、青色申告をおこなう事業者の経営環境を整え、事業の継続・発展をはかることができます。長年にわたり大勢の皆さま方をはじめ、関係国会議員など多くの皆さまのご尽力の賜物と厚く御礼申し上げます。

本年が、会員皆さま一人一人にとって、健康で、幸せな年になりますようお祈り申し上げます。

平成三十一年 元旦

主な国税の申告期限及び納期限等についてご案内致します

税金等の種類	申告期限及び法定納期限	振替納税の振替日
申告所得税（平成30年分確定申告）	平成31年3月15日（金）	平成31年4月22日（月）
消費税及び地方消費税（個人事業者の平成30年分確定申告）	平成31年4月1日（月）	平成31年4月24日（水）
贈与税（平成30年分申告）	平成31年3月15日（金）	—

- 【注意】**
- ・申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。
 - ・振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出して下さい。
 - ・転居等により所轄税務署が変わった場合や既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。
 - ・確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、原則として法定申告期限から5年以内に「更正の請求」を行って下さい。

市役所から償却資産の申告書が届いていませんか？

償却資産とは、工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が所有する、その事業に利用可能な構築物・機械・工具・器具・備品等の資産を言い、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

上記に該当するものを所有されている方には、市役所（区役所）から申告書が送付されております。忘れずに申告を行って下さい。なお、平成29年度の償却資産申告書よりマイナンバーの記載が必要になりました。また、償却資産申告書は、**手数料2,160円で作成の代行**を致します。

償却資産（固定資産税）申告期限

平成31年1月31日（木）

休刊の
お知らせ

毎年1月から3月は決算・申告時期のため繁忙期に入ります。誠に勝手ながら、この『青色だより』の発行は、3月までの間（2月号から4月号まで）お休みとさせていただきます、機関紙（全国紙）のみをお届け致します。どうぞご了承下さい。

こくろ 青申会情報

〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館9階
 TEL (093) 511-1588 ・ FAX (093) 511-1584
 ホームページアドレス <http://www.airo-k.com>
 Eメール: cocoairo@airo-k.com

vol.52

決算及び確定申告指導・相談日についてのお知らせ

当会では、平成30年分、決算及び確定申告の指導・相談会を下記の通り行います。
 帳簿の整理など早めに済ませ、指導・相談日に間に合うようお願い致します。

(相談会場は事務局です)

対 象 者	指 導・相 談 受 付 期 間
自分で決算書、申告書の作成ができる方	2月4日(月)より2月28日(木)までに、ご来会ください。
自分で決算書の作成をする方で、作成について指導を受けたい方	1月15日(火)より1月18日(金)までに、帳簿及び領収書等の関係書類をご持参の上、ご相談ください。
パソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」で決算・申告をされる方	1月21日(月)から2月1日(金)までに、ご相談ください。
青色申告会に決算書の作成を依頼される方	1月18日(金)までに、帳簿より損益集計表を作成され、領収書等と一緒に持参ください。
土地・建物の売買や保険満期金など特別な収入がある方	1月15日(火)より1月18日(金)までに、関係書類をご持参の上、ご相談ください。

事務局より お知らせ

1月25日(金)・29日(火)……………講習会の為、徳永不在
 1月16日(水)・18日(金)・23日(水)・24日(木)・30日(水)……………講習会の為、中村不在

※左記の期間は、申告受付・相談において多少お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

年末調整は 忘れずに!!

源泉所得税の納付期限は平成31年1月10日(木)・給与支払報告書の提出期限は平成31年1月31日(木)です。
 専従者給与・従業員のおられる個人事業主の方はその方たちの税金を計算して納めなければなりません。

また各市町村に対しても給与支払報告書を提出しなければなりません。
 まだお済でない方・ご不明な点がある方は、平成31年1月10日(木)までに事務局までおこしください。

【ご持参いただく書類】

- ・源泉徴収簿(月別の各人別給与・賞与の金額7月～12月までの合計額)
- ・控除証明書(国民年金・国民健康保険・生命保険・地震保険・小規模共済等)
- ・税務署から送られてきた納付書(当会ではご用意できません)
- ・従業員及び従業員の扶養家族のマイナンバー・氏名・住所・生年月日・印鑑

1月の 税務相談日 7日(月)・21日(月)

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

1月は税務の関することは全て個別指導いたします。
 所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

担 当/西尾 榮 税理士

時 間/10時～12時

(上記時間内であればいつでも指導を受けられます。指導時間は30分程度です。)

場 所/毎日西部会館9階事務局

2019年分の会計ソフトへの帳簿入力について

普通預金出納帳・あさひ銀行

2018/1/1～2018/12/31 登録モード 日付順

科目: 102-002 普通預金 / あさひ銀行 前科目

年	月	日	伝票番号	コード	科目	補助科目
18						
1	1					
18					704 通信費	
			3			
1	10					
19						
			1			
1	5					

「ブルーリターンA」は、会計期間が(12カ月)+3カ月、最大で15カ月分入力することができます(例:2018年1月1日～2019年3月31日)。決算が終了するまで繰り越しを行わずに、2019年の入力をそのまま継続

いただき、決算書、確定申告書を作成してから「81翌年への繰越」を行って下さい。

入力の方法は、日常取引の入力画面の日付入力欄にあります

【18】という年表示をクリックし、【19】と打ち換えていただくことで、伝票番号も「1」から2019年分の入力を始めることができます。

注意

ただし、日常取引の入力画面からは帳簿の確認はできません。2019年分の入力内容を確認したい場合は、左上のカレンダーをクリックして、選択期間を2019年1月1日～2019年3月31日と入力して下さい。